

ハーグ協定(ジュネーブ改正協定)に基づく 意匠の国際登録出願に関する Q&A

2016 年 4 月 6 日

一般社団法人日本知的財産協会

意 匠 委 員 会

昨年、会員企業の皆様に向け、ハーグ協定(ジュネーブ改正協定)に基づく意匠の国際登録出願に関する質問を募集させていただきましたが、ようやく、その回答集ができました。

この「Q&A」は、WIPO 及び JP0 ハーグ担当者と JIPA 意匠委員会とのテレビ会議(2015 年 9 月)で得られた情報と、JP0 や現地代理人から入手した情報にもとづき、作成しております。

代理人からの情報のような非公式の内容も含まれておりますので、皆様の部門内で、実務の参考としてご活用いただくに止め、転用などは差し控えて下さいますよう、お願いいたします。

目次

1. WIPO (世界知的所有権機関) 国際事務局の審査
2. 提出図面
3. 願書記載事項、提出書面
4. 部分意匠
5. 複数意匠一出願
6. ロカルノ分類
7. 手続費用
8. 代理人
9. 手続補正
10. 優先権主張
11. 公表の延期
12. 通知、保護声明
13. 登録原簿・登録管理
14. 更新
15. その他

1. WIPO（世界知的所有権機関）国際事務局の審査

Q1-1. WIPO が行う方式審査の項目を教えてください。

A1-1. 願書フォーム

(http://www.wipo.int/export/sites/www/hague/en/forms/docs/form_dm_1-editable1.pdf) の項目名に「Mandatory」と書かれている欄は、必須の記載項目欄です。例えば、「[1] 出願人」、「[2] 出願資格」、「[6] 意匠、複製物、及び/または見本の数」、「[7] 締約国の指定」、「[8] 意匠を構成するまたは意匠が利用される関連の製品（意匠番号、物品名、該当ロカルノ分類）」、「19:署名」、についての記載の有無及び、複製物（図面、見本）の有無を審査します。

指定国による必須記載事項、例えば、米国指定の場合「[12] クレーム」は、記載の有無、その他の、任意の記載項目については、記載されていれば、形式を確認します。

なお、料金の納付は出願時が必須ではなく、審査時に未納であれば、欠陥通報が発行されます。

また、白黒図面の場合には、FAX による出願も可能ですが、20 日以内に原本の送付が必要です。

Q1-2. 以下の事項について、それぞれ、どのように扱われるのでしょうか。

- ① あまりに不明確な図面が添付されていた場合
- ② 明らかに、物品の名称と添付図面が一致しない場合

A1-2. 夫々、以下のように扱われます。

- ① 図面のクオリティの審査は行います。

必要最低図面数はなく、一図あれば、そのまま登録となります。また、図面数に上限もありません。

但し、指定国で拒絶する権利がありますので、指定国において拒絶されることがあります。（規則第 9 第 4 段落）

- ② 明らかに物品名と図面の整合性は審査します。物品の名称と添付図面が一致しない場合、図面をベースとされるため、物品名の方の補正が必要となります。

なお、図面の出し直しは（出願日の認定に影響があるため）できませんので、必要とあらば出願し直さなければなりません。

Q1-3. 国際出願（多くの加盟国も）の規定が、意匠の説明的記載事項に、技術的内容の記載をしてはならないとしています。が、「技術内容」と見做される記載とは、どんな記載でしょうか。

また、明らかな「技術」についての記載がある場合、どのように扱われるのでしょうか。

A1-3. 「技術内容」と見做される記載とはデザインの要素を含まない内容です。

一方で、デザインに関することならば技術的と思われる記載であっても認められることもあり、例えば、折り畳みなどの機能については認められた例もあります。

また、“点滅する”などの記載についても、語尾に「～のデザイン」と付けていれば認められる可能性があります。

説明的記載において明らかな技術記載があると、W I P O 事務局の審査により、欠陥通報の対象になります。欠陥通報の中で補正案が提示されます。

なお、補正案に対しては、反駁可能ですが、認められないこともあり、また、補正却下の不服審判の制度はありません。（規則 11）

応答しない場合は、原則として削除され、国際登録前に W I P O が削除した情報は各国には通知されません。

Q1-4. OHIM（欧州共同体商標意匠庁）では「ハーグ出願に関する図面は WIPO でのチェックが終わっているの、OHIM でのチェックを行わない」との情報を耳にしていますが、実際、WIPO で、図面についてのチェックを行うのでしょうか。

WIPO の方式審査で図面のチェックが行われている場合、どの程度のチェックを行っているのでしょうか。例えば、図面相互間の不整合はチェックされるのでしょうか。

また、軽微な図面の不整合について、図面の補正は認められるのでしょうか。

A1-4. 図面間の不整合のチェックはしています。（第 9 規則（規定集 P103）、実施細則第 4 部（規定集 P211～217） 401～406 節） 審査官による意匠の特定が出来ない場合などはチェック対象になります。（9-ParaB2）

軽微な不備の、出願人による補正は可能ですが、追加的補正は出来ません。

追加的記載なしに、判り易くするための差し替えであれば可能です。

2. 提出図面

Q2-1. 国際出願の際の図面形式について、アメリカの規定は、陰影を施した線図で出願することを原則としておりますが、以下のような場合、どのように扱われるでしょうか。

①写真又はCGで出願した場合、アメリカでは図面が不明瞭である旨のオフィスアクションを受ける可能性があると聞いています。そのようなオフィスアクションを受けた後で、線図に陰影線を施した図面へ補正することが可能でしょうか。

②逆に、陰影線を施した図面に対応した場合、アメリカ以外の国では陰影線を施した図面はどのように扱われるのでしょうか。日本等多くの国で、意匠を構成する線以外の線を記載するのは、認められていませんが、そのような条件の国に、陰影線付きの図面を出して補正指令若しくは拒絶理由を受けないでしょうか。

A2-1. 国際出願であっても、基本的には、指定各国の図面形式の扱い運用によります。

USPTOにおける図面等の扱いについては、写真、CGが認められる場合の条件について、事例等が明記されたガイド等がなく、適否は、審査官の判断に委ねられているものと考えます。

① USPTO 規則 1.84(b)によれば、「写真がクレームされている発明を図示するための唯一の実用的媒体である場合は、意匠特許出願に関して写真を受理する。」と規定しています。また、意匠出願図面をCGで作成してはいけないという制限は条文や基準書には明記されてはおらず、US 審査官に聞くと、「陰影線なし」、「CG 図面」も提出は認めていると言っているようです。

製品分野によっては、従前から、写真やCG図面が通常的に認められているようですので、国際出願でCG図面を提出した場合でも、そのことのみを理由として拒絶されることはなく、CG図面でも意匠の外観が完全に開示されている限り、線図と同等に認められ得るとの見解です。

しかし、一方で、USPTOでは、線図と写真は別意匠と考えているとのことですので、写真又はCG図面から陰影を施した線図への補正を行うことは、新規事項の追加と見做され、認められないおそれがあります。例えば、濃淡等の相違で、要旨変更になってしまう等、補正前後の同一性の問題の生じる可能性があります。

従って、写真又はCG図面での出願を検討されていて、明瞭性を懸念されるのであれば、USPTOは出願前の相談に対応していますので、相談されて必要に応じて線図を作成することをお勧めします。

② 米国以外の国でも、陰影線を施した図面を受け入れています。

韓国では、国際出願の場合、直接出願より柔軟に審査する傾向があるようでもあり、陰影線を施した図面での登録例も存在しています。

更に、陰影線を施した図面でもそれが模様と混同を引き起こさない程度のものであれば、拒絶される可能性は低く、また、拒絶理由を受けたとしても、審査官の意見通り、陰影線を削除する補正を行う場合には、その補正が要旨変更に該当する可能性は低いと思われます。

日本では、【意匠の説明】欄に、立体形状を表現するための細線や点を表している旨を明記してあれば（例えば、「図面の表面全体に表わされた短い平行線は、立体形状を特定するためのものである」のような記載。）、その記載のように扱い、そのような記載がない場合には、意匠が具体的でないとして扱うとのことです。

何れの国においても、模様等、意匠を構成する線と、陰影線との区別が不明確な場合は、拒絶を受ける可能性がありますので、注意が必要です。

Q2-2. 国際意匠出願では、一出願毎の添付図面数の制限はないと理解していますが、OHIM を指定した場合、OHIM では図面数は 7 図までと規定されているので、図面削除の旨の拒絶を受けるのでしょうか。

A2-2. ハーグの規定では、ご理解の通り 7 図を超えて提出することを制限してはいません。そして、国際意匠出願について、国内段階で方式審査を行わないため、7 図を超えて提出しても OHIM において拒絶を受けることは有りません。図面数に制限がなく、EU を指定できるのも、ハーグ制度の大きなメリットの一つと認識されています。ただし、権利行使時の安全を考慮すると、出願の意匠の特徴を、8 図目以降でのみ視認可能な態様で表さないようにすることをおすすめします。

Q2-3. 国際登録の図面を見ると、日本の出願図面の感覚では、記載不備ではないかと思われる登録が見受けられます。記載不備にならない図面の程度については国毎に異なると思いますが、図面の記載要件が厳格な国では、国際出願であっても各国出願と同等の記載が要求されるのでしょうか。

A2-3. 各国により、審査官が図面開示が不十分と判断した場合は拒絶されることも有ります。（第 9 規則の 4）

3. 願書記載事項、提出書面

Q3-1. 共同出願の場合の願書の具体的記載方法を教えてください。

A3-1. 共同出願の場合、願書様式 (DM1) の一番下のチェックボックスにチェックを入れて、1 の出願人情報を追加します。

Q3-2. 国際出願に添付する譲渡証書（米国等）について教えてください。

- ① 創作者の住所は会社でも良いのでしょうか。
- ② 複数の創作者について、分散して複数の書類とすることは可能でしょうか。
- ③ 譲渡証書のサインは日本語でも大丈夫でしょうか。

A3-2. 国際出願に添付する譲渡証書については、指定国のルールに従います。

ご参考（アメリカ）

- ① 会社住所も可です。
- ② 米国特許出願における宣言書等について、米国特許法の規則（37CFR § 1.63(b)）によれば、出願人が発明者全員の氏名、居住地および郵送先住所を示すアプリケーション・データ・シート（Application Data Sheet）を提出している場合には、発明者が複数の場合、別々の宣言書等にサインすることができる。（発明者全員が同じ一つの宣言書等にサインする必要はない）としています。
- ③ USPTOに提出された「譲渡証」は「37 CFR 3.11(a)に基づき登記（recordation）されますが、USPTOは譲渡証の有効性について決定する権限はなく、「譲渡証」が提出された場合には譲渡が有効に行われたものとして取り扱うことになっています（MPEP § 317.02）。従って、日本語のサインでも登記は可能ですが、英語以外の言語により作成された「譲渡証」が登記されるためには、英語による翻訳文の添付が必要になります。（37 CFR 3.26）

4. 部分意匠

Q4-1. WIPO では、部分意匠か否かのチェックはされるでしょうか。

指定国の部分意匠の定義、表現方法にそぐわない意匠出願は、どのような扱いになるのでしょうか。

また、国際出願の出願様式には、「部分意匠」の記載欄がないようですが、「部分意匠」である旨の記載をしないで出願した場合、どのように扱われますか。

A4-1. WIPO では「部分意匠」であるかはチェックをしていません。

また、部分意匠であることを主張するための特別の記載欄もありません。

部分意匠として国際出願するには、「Description」（説明欄）への、部分意匠として登録を受けようとする部分を特定する記載及び（又は）、図面における点線/破線または着色によるディスクレームによって、部分意匠としての主張が可能です。（規定集 P213）

指定した国の部分意匠の定義に合致しているか否かは、各国の審査によります。

5. 複数意匠一出願

Q5-1. 国際出願手続きの時点で複数意匠一出願を行い、各国移行の段階で、出願した複数の意匠の中から一部のみ選択して移行することはできるでしょうか。

また、各国段階前的一部取下げは可能でしょうか。

A5-1. 複数意匠の中から一部だけ移行することは可能です。その場合は、「limitation（限定請求）」手続きを行います。

Q5-2. 複数意匠一出願した国際出願について、日本特許庁は、「国際登録の対象である意匠ごとの出願とみなす」としてありますが、各意匠が類似関係にある場合、国際出願願書に、意匠を特定する番号の記載を行うことで、関連意匠として認められると聞きました。その意味は、自動的に、国際出願の願書に記載した番号に基づいて、関連意匠として扱われるということでしょうか。それとも何らかの手続を必要とするのでしょうか。

また、そのような記載を行わなかった場合は、どのような対応がされるのでしょうか。

A5-2. 出願人が自発的に国際出願の願書に本意匠を特定する番号の記載を行うことで、日本国内の段階において、本意匠が特定されます。国際出願の願書に、本意匠を特定する番号の記載がない場合には、先願関係（9 条）により、協議指令又は拒絶理由が通知され、それらに対する応答の形で、本意匠を特定するための手続補正を行うことが可能です。なお、出願人が国際出願の願書で本意匠と関連意匠の関係を自発的に記載した場合であっても、審査の結果「類似しない」と判断された場合には、拒絶理由（10 条）の対象となります。

Q5-3. 米国のように、複数意匠一出願について単一性を要求する国に対して、単一性の要件に反する意匠を複数一出願した場合、どのように扱われるのでしょうか。

A5-3. 当該国の複数意匠一出願の要件に適合しているかは、各国において審査されます。USPTO は異なる実施態様か否かの審査を行います。2 つ目以降の出願と判断された場合は、拒絶理由となります。拒絶通報への応答という形で削除する必要がありますが、削除された意匠については、分割出願（国内出願）が可能です。

6. ロカルノ分類

Q6-1. 複数意匠一出願では、一出願に含める意匠は同一ロカルノ分類であることが要件とされていますが、国際出願の願書へのロカルノ分類の記載については任意であると認識しています。正しいでしょうか。また、この「同一ロカルノ分類」というのは、サブクラスまでを言うのでしょうか。

また、願書のロカルノ分類の記載が適当でない場合、WIPO 事務局はどのような対応を行うのでしょうか。

たとえば、複数意匠一出願であって、ロカルノ分類の記載がない場合、一出願の中に分類が異なる意匠が含まれている場合、または、物品と分類が一致しない場合など、WIPO もしくは、各国において、どのように扱われるのでしょうか。

A6-1 ロカルノ分類は出願人が記載する義務はありません。WIPO がサブクラスまでを付与する権限を持っています。

ロカルノ分類の記載の有無、物品と記載した分類の合致性に係わらず、審査官が考えるロカルノ分類に関する observation 通知があます。これに対する反駁はできません。

また、一出願した意匠の一部が同じクラスに該当しない場合は、WIPO から欠陥通知が発行されますが、削除、もしくは、別の新たな国際出願として分割出願することで欠陥理由は解消されます。削除、もしくは分割出願の場合でも国際出願日は維持されます。

7. 手続費用

Q7-1. 指定国費用について、申請により返金がされる国と、されない国が有ると認識して

います。

返金される国と請求できるタイミングについて教えてください。

また、日本は、返金請求ができると認識していますが。間違いないでしょうか。

また、返還請求は、国際公表前／国際公表後、各指定締約国の官庁に対して行えばよいでしょうか、それとも、W I P O に対して行えばよいでしょうか。

A7-1. 指定国費用は WIPO に納付された後、各国に転送されますので、返金は各国の運用によります。

日本の場合は、国際出願に基づき日本の意匠登録出願とみなされた出願（国際意匠登録出願）が取下げとなった場合、又は拒絶が確定した場合に、出願人自らが日本国特許庁に対して所定の請求（個別指定手数料返還請求）を行うことで、既納付の個別指定手数料のうち登録料相当分の金額が日本円で返還されます。この返還請求手続は、出願の取下げがあった後、又は、拒絶の査定若しくは審決の確定を待って、出願人が自発的に手続を行う必要があります。返還請求が可能になった旨の通知は日本国特許庁からは送付されません。

残念ながら、日本以外の締約国については、このような返還請求の制度は確認できていません。

Q7-2. 国際出願後に一部の国の指定を取り下げる場合の、指定手数料の返還請求について教えてください。

A7-2. 一部の締約国の取下げという正式な手続は存在しません。したがって、一部の指定国の取り下げを行いたい場合は、出願後速やかに行ってください。取下げがあった場合は、WIPO から納付ルートに対し自動的に返還されます。返還された旨の通知は有りませんので、“適当な時期”（取下げの申請後）に出願人が自発的に確認する必要があります。

8. 代理人

Q8-1. 国際出願後に代理人を選任する場合の代理人選任手続の方法について、各国の代理人を、どのタイミングで、どのような手続に基づき指定できるのか教えてください。

A8-1. 各国の代理人選定は、各国運用によります。

W I P O 国際事務局に対する手続についての代理人選任は任意であり、協定上義務づけられていませんが、

拒絶通報への対応等、各指定国の官庁に対する直接の手續に際して現地代理人を要する場合があります。

Q8-2. 国際出願で、現地代理人を経由する必要がある手続きと、不要な手続きを教えてください。

例えばパリ優先権主張に基づく国際出願を行う場合、優先権証明書の提出時、現地代理人は必要ですか。

A8-2. 国際出願は国際事務局に対する手續であるため、基本的に現地代理人を経由する必要がある手続きではありません。パリ優先権主張に基づく国際出願を行う場合の、優先権証明書の提出については、現時点では、日本、韓国、米国を指定する場合に、各官庁への提出が必要となります。官庁への直接提出に際しては、原則として、出願人が在外者である場合、現地代理人を通じて行う必要があります。ただし、韓国の指定の場合には、韓国特許庁が優先権証明書の原本以外にコピーも可としていることから、国際出願の願書に添付することで提出することが可能となっています。

Q8-3. 各国での拒絶の通報の写しが代理人宛に送付されると聞いていますが、ここでいう代理人とは国際出願の代理人のことでしょうか。

A8-3. 国際出願の代理人です。各国でのオフィスアクションの写しが送付されます。

9. 手續補正

Q9-1. 意匠の説明（DESCRIPTION）のような任意項目において、W I P O に対して自発補正はできるのでしょうか。

A9-1. 任意項目についての自発補正は可能です。

明らかな誤記（出願人名など書誌的事項）の補正は、国際登録前であれば、国際事務局に対して補正手続きを行います。この場合、国際登録そのもの、つまり全ての指定締約国について、当該補正が行われることとなります。これとは別に、指定締約国が補正を認めている場合には、各国の規定に基づく記載項目の補正が、国際登録以降～各指定国官庁に係属中（特に審査官庁の場合）可能であり、当該官庁に対して補正手続きを行います。この場合の補正

は、当然のことながら、他の指定締約国に対して影響を及ぼすものではありません。

なお、願書に記載した際の誤記（例えば、名義人の氏名や住所等）、国際事務局による登録の際のミスに関しては、各指定国官庁に対して補正の手続を行うのではなく、国際事務局に対して「更正の請求」を行うべきです（第 2 2 規則）。

10. 優先権主張

Q10-1. 優先権主張を伴って国際出願する際の優先権証明書提出ルートについて、国際事務局は優先権証明書を受領せず、優先権証明書は出願人が直接各国特許庁に送付しなければならないとされており、国際事務局に送付された「優先権証明書」は送付主（出願人）に返送されるようですが、優先権証明書は、国内代理人から、各国への送付が可能でしょうか。

それとも、夫々指定国毎に代理人が必要になるのでしょうか。

ハーグ加盟国で前記日本国内代理人が対応可能な国があれば具体的に教えてください。

A10-1. 先に A8-2 にて説明したとおりです。優先権主張を伴って国際出願する際に、韓国を指定し、所定の方法で提出された優先権証明書を除いては、現在のところ WIPO は優先権証明書を受理できません。韓国の指定のための優先権証明書の提出は、電子出願では PDF ファイルのアップロードが可能であり、紙出願においては、DM/1 に Annex V という表紙をつけて添付します。

Q10-2. 優先権証明書等の提出を、国際事務局で受け付けていただければ利便性がよくなるのですが、この点について今後改善される余地はあるのでしょうか。（その他、新規性例外適用の際の証明書類も同様です。）

A10-2. 優先権証明書等の証明書類の提出に関しては、改善の可能性の模索のため、引続き関係締約国との間で協議していくことでしょう。優先権証明書の提出については、特許出願の分野ですでに大いに利用されている DAS (Digital Access Service for Priority Documents) の利用を推進していくことが、作業部会等の場においても確認されています。

11. 公表の延期

Q11-1. 公表の延期請求可能期間は、指定国の中で公表の延期を認める期間が最も短い国を

基準に決定され、国際登録において指定した締約国が公表の延期を認めていない場合には、延期されないと理解しています。

公表の延期を請求したものの、指定国の中に公表の延期を認めない国が含まれていた場合、或いは、延期請求期間が要求する期間より短い国が指定国に含まれていた場合、公表の延期を認めない等の通知はありますか。

A11-1. 例えば、公表の延期を認めない締約国が指定されているにもかかわらず、延期請求がある場合、1か月以内に対応しなければなりません（他に欠陥がない場合）。応答がない場合には、延期請求が無視されることになります。

12. 通知、保護声明

Q12-1. 国際出願を所定言語のうちの英語で行った場合、各指定締約国から国際事務局を介して送られてくる通知は英語でしょうか。それとも各指定締約国の言語でしょうか。

A12-1. 指定国官庁も所定言語から使用言語を選択することができます。ただし、現在のところ、英語以外の言語で、拒絶通報を送付している締約国はありません。無審査国が多いのも、その理由でしょう。

Q12-2. 指定国官庁から発行される公的書類のうち、“保護の付与の声明”は各国特許庁の任意発行とされていると理解しています。

日本においては、登録の確定が WIPO に通報されるため、国際原簿を見ると登録になったことがわかりますが、任意なので“保護付与の声明”が発行されず、また WIPO への通報もない国もあると思われます。

保護の声明を送付してこない指定国の場合には拒絶通報期間が過ぎたら保護開始されたとみなす以外に権利付与のタイミングを知る手段はないのでしょうか？

また、保護の声明を送付することを宣言している国は日本以外にはどこがあるのでしょうか？

A12-2. ご理解の通り、“保護の付与の声明”の発行は各国特許庁の任意です。

現在、OHIM、ノルウェー、モルドバ、日本、アメリカ、韓国が、保護容認声明の送付をしています。トルコも行う予定があります。

1 3. 登録原簿・登録管理

Q13-1. 補正があった場合、国際登録された意匠と各国毎の意匠が同一でない場合が生じる可能性があります。その場合でも国際登録で一元管理することになるのでしょうか。

分割があった場合、国によっては原出願と分割出願に係る複数の意匠権が発生する可能性があります。複数の権利も一つの国際登録で一元管理できるのでしょうか。

A13-1. 補正の有無に係わらず、意匠権の範囲は、各国で異なります。ただし、補正があつて、その意匠に対して権利付与された場合には、保護の付与の声明または拒絶の撤回宣言で補正が行われたことが開示されます。補正の情報は、PDF ファイルで原簿に保管され、Web 上でも閲覧可能です。

また、分割については、複数意匠一出願があつた際、各国は独自の要件の範囲で受理します。一意匠と見做されなかった場合には、国際登録の一部が分割出願の対象となりますが、分割された意匠は、別個の出願の扱いになります（特に米国の場合）。ただし、出願日は、国際出願日が維持されます。

Q13-2. 審査国を指定して当国で拒絶を受けた場合、その内容が原簿に記録されるということですが、現在オンライン上では拒絶があつたという事実のみしか把握できないと聞いています。以下について教えてください。

①原簿への記録は、どのタイミングで、どの程度の情報が記録されるのでしょうか。

②出願人、又は第三者が原簿を取り寄せるための方法、WEB 上での閲覧申請可否、費用はかかるのでしょうか。

A13-2. 2015 年 1 月より国際公表において、さらにはハーグエクスプレス・データベースにおいて、拒絶の通報があつた旨の履歴だけでなく、拒絶の通報や拒絶の撤回、保護の付与の声明の内容についても、通知書類の PDF が公報にアップされるようになっています。指定国から WIPO へこれら各種の通報があると、スキャンして掲載されます。（A13-1 ご参照）

Q13-3. 複数の意匠を出願する際に、それぞれの意匠の創作者が共通してなくても、登録原簿で、それぞれの意匠と、各意匠の創作者を紐づけることができるのでしょうか。

A13-3. 複数意匠一出願の場合、意匠毎に創作者が記載されます。

1 4. 更新

Q14-1. 更新期限後の 6 か月の猶予期間経過後には、一切の権利回復措置はないのでしょうか？

A14-1. 日本の様な規定（1 1 2 条の 2）はなく、以後の納付による登録の回復はできません。ただし、止むを得ない事情による場合の救済規定はあります。

郵便機能による不備、また、震災などの出願人の責めに期さない事情により、期限に間に合わなかった場合は、ハグの規則第 5 の要件に該当すれば、救済が適用されます。

Q14-2. 第三者の権利が、どの国でいつまで更新されているか、簡単に調べることが出来るでしょうか？

A14-2. 「Hague Express」の検索で調べることができます。

Q14-3. 国際出願を経由して日本に入ってきた意匠出願については、1 6 ～ 2 0 年目の年金支払いが完了していれば、国際登録日から 2 0 年目以降で権利満了（日本での登録日から 2 0 年目）までの期間分は基本料金を支払うのみで、年金の支払いは不要となっていますが、日本以外の各国でも同じでしょうか。

A14-3. 国際出願に基づく国際登録は、いずれの指定国の場合であっても、国際登録の日から起算して 5 年サイクルで更新されます。日本における取扱いは、他の締約国のように国際登録の日ではなく、日本における意匠権の設定登録の日が（最長）保護期間の起算日であることから定められたものであり、例外的な取扱いです。同様の締約国であるアメリカの場合は、2 段階納付制度を採用し、なおかつ 2 番目の個別手数料が 1 5 年の保護期間を全てカバーしているため、日本とは事情が異なります。2 番目の個別手数料は、WIPO、USPTO どちらに対しても納付が可能です。

Q14-4. 日本の登録期間は、協定上最短の 1 5 年より長いですが、2 0 1 5 年 2 月の JPO の

説明会で、15年以上の更新の際には別途手続が必要と説明されていました。16年以降の権利維持費用の支払い方法について、5年毎にWIPOに納付するのか、更新/年金等、各国の制度に沿った納付が必要なのか、また、具体的な手続方法を教えてください。（最近の特許庁説明資料には、更新費用は不要としか記載されていないようです。）

A14-4. (A14-3 ご参照)

Q14-5. モンゴルの存続期間に対する更新手続きについて、モンゴルの存続期間は、10年となっており、ハーグの規定に沿っていないように思われますが、モンゴルを指定した際の更新はどのような手続きが必要でしょうか。

権利期間が15年未満の締約国が、他に有るのでしょうか。 どのような理由で10年となっているのでしょうか。

Q14-5. モンゴルは、2008年1月にジュネーブアクトに加盟しています。

基本的に、WIPOとしては、加盟時に国内法が15年の保護期間を規定していることを厳格に求めるより、条約が実質的に遵守されることに重点をおきます。つまり、国際登録に対して、15年以上の保護期間が実質的に担保されるのであれば、加盟を拒むことはできません。本件に関しては、モンゴル特許庁から2015年12月に事務局長宛の通知があり、ジュネーブアクトに基づく同国の指定に関しては、15年の保護期間が認められることを明らかにしています（Information Notice No.2/2016を参照のこと）。

Q14-6. 例えば、意匠Aと意匠Bとをハーグ経由で、欧州共同体と韓国とをそれぞれ指定し、「複数意匠一出願」し、その後、意匠Aと意匠Bとが国際登録され、欧州共同体において意匠Aと意匠Bとが登録になりましたが、韓国では意匠Aは登録、意匠Bは拒絶されたとした場合、国際意匠登録は、欧州共同体意匠数2件（意匠A および意匠B）と、韓国意匠数1件（意匠Aのみ）ということになりますが、このようなケースでは、国際意匠登録の更新費用は、どのように計算すれば良いでしょうか。

更新申請書を見る限り、このような事例に対応する申請書の記載方法の掲載が見当たりません。

A14-6. 更新の手続は、既に国際登録されている意匠、締約国の中から、更新が必要な意匠、締約国を個別に選択して行うことができます。「E-renewal」で意匠をドロップすることで、

指定国毎、意匠を選択しての更新が可能です。

また、WIPO のサイト上に料金計算のツールが用意されていますので、ご活用ください。

15. その他

Q15-1. ハーグ加盟国の、各国独自の運用・手続ルール集のような資料をウェブ上でご提供いただくなどの、ユーザーサポートに関する計画があれば、教えてください。

A15-1. 残念ながら、今のところ、そういった予定はありません。現在、ハーグ協定は、米国、日本、韓国といった審査主義国に拡張し、ここ数年の間に大きくかわっていきます。このような締約国に特殊な制度や手続については、ユーザー・ガイドを少しずつ拡充してきています。

Q15-2. 未加盟国（特に中国、インド）の、加盟に向けての検討状況・スケジュール等の情報を教えてください。

A15-2. 中国、ロシア、英国、カナダ、ASEAN 諸国等が、現在加入の準備中、または加入を検討中です。

Q15-3. 国際意匠分類（ロカルノ分類）32 類（グラフィックシンボル、ロゴなど）に分類される意匠の国際出願において、保護を認めていない国では、出願対象は物品と認められない等の拒絶理由（日本：3 条 1 項柱書違反）が通知されると理解して、間違いないでしょうか。

A15-3. 韓国は、その旨を公式に宣言しています。よって、e-filing 利用時に 32 類に該当する韓国指定の国際出願をしようとする、警告が出ます。また、願書にも注意書きがあります。

日本の場合、該当分類と拒絶理由の成否とは直接的にリンクしませんが、グラフィックシンボルやロゴなどの物品性を伴わないものについては、拒絶の対象となります。

以上